

検証・評価・企画委員会 産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合（第6回）

日 時：平成30年5月2日（水）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、中村座長、石川委員、内山委員、江村委員、大崎委員、喜連川委員、
近藤委員、佐田委員、重村委員、瀬尾委員、高倉委員、日覺委員、土生委員、
林委員、原山委員、福井委員、堀委員、山田委員、山本委員、渡邊委員 荒井
委員代理、菅野委員代理、正木委員代理

【政 務】山下大臣政務官

【事務局】住田局長、川嶋次長、永山次長、小野寺参事官、岸本参事官、仁科参事官
北神企画官

1. 開会

2. 議事

- ・インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策について報告
- ・「知的財産推進計画2018」（素案）について

3. 閉会

○渡部座長 ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合）」を開催いたします。本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

御出席いただいております委員の方は、座席表のとおりでございます。

本日は、山下大臣政務官に御出席いただいておりますので、議事に先立ち、まず政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山下大臣政務官 皆様、おはようございます。内閣で知的財産を担当しております大臣政務官の山下雄平と申します。

きょうはゴールデンウイークの中日という本当に大変集まりづらい中に多くの皆様にお集まりいただいて、まことにありがとうございます。政府を挙げてワーク・ライフ・バランスをと言っている中に、こんな日に日程を設定するのはいかがなものかと本当に恥じ入るばかりですけれども、皆様の関心の高さと熱意に免じて許していただければと思っております。

この委員会では産業財産権分野とコンテンツ分野それぞれにおいて、半年間にわたって精力的な議論をいただいてきました。特に重要な課題としまして、知的財産の利用・活用に向けた価値評価のあり方について、タスクフォースを設けて専門的な審議を進めていただきました。また、先月には漫画村などですごく報道されましたけれども、インターネット上の海賊版被害の拡大を受けて、新たなタスクフォースをこの委員会に設置していただきました。

4月13日に政府において決定した緊急対策については、後ほど事務局から報告していただきますけれども、この当面の対策についてもさまざまな意見をいただいておりますし、また、抜本的な対応について今後議論していかなければならないと思っておりますので、今後のタスクフォースでの議論に向けて御意見をいただきたいと考えております。

さらに本日は、これまでの審議に基づいて、今後取りまとめる知的財産推進計画2018の素案を御議論いただきたいと思っております。この計画は決定後、未来投資戦略などにしっかり反映させて、我が国全体の知的財産戦略を進めていきたいと考えております。

また、知的財産戦略ビジョン専門調査会においても、先週取りまとめに向けた議論がなされたところでございます。2030年ごろまでの将来を見据えた知的戦略ビジョンは、今後の知的財産推進計画の方向性を示すものであります。知的財産推進計画2018は、新たなビジョンの実現に向けた第一歩でもあると考えております。

ぜひとも皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただいて、充実したゴールデンウイークの中日にしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○渡部座長 山下大臣政務官、ありがとうございました。

なお、政務官は他の公務の関係で途中退席されると伺っております。

最初に、配付資料の確認をいたします。小野寺参事官からお願いいたします。

○小野寺参事官 目の前に3つ資料の種類がございますが、一番左の配付資料といたしま

して、議事次第の下に「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」に関する資料が1-1から1-4及び資料2といたしまして「知的財産推進計画2018（素案）構成」の1枚紙をお配りしております。

また、相澤委員より、御意見をいただいておりますので、それも配付させていただきます。

さらに、参考資料といたしまして「知財創造教育パンフレット」及び「日本語り抄」の2つを配付しております。

また、一番右は委員の皆様限りですけれども「知的財産推進計画2018（素案）」、工程表2種類は重点事項の工程表と2017年からの継続項目の工程表。知的財産ビジョンにしましてサマリー、概要資料及び本体の素案。それから「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書」を机上に配付しております。

「知的財産推進計画2018（素案）」「工程表」「知的財産戦略ビジョン（素案）」の3つにつきましては、お帰りの際にお持ち帰りになりませんようお願いいたします。また「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書」については、お持ち帰りいただいておりますが、まだ未公表でありますので、取り扱いには御注意いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきます。

まずは、4月13日に知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議において決定されました「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」について事務局より説明していただきたいと思っております。

○岸本参事官 それでは、お手元の資料の1-1から1-4をごらんいただきたいと思っております。

資料1-2が緊急対策の本体になっておりますけれども、資料1-1が概要になっておりますので、主に概要のほうを使いながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、緊急対策の内容なのですけれども、背景といたしまして1.に書いてございます。昨年の秋ごろから著作権侵害コンテンツを掲載した海賊版サイトの被害というものが深刻化してきておりました。例えば「漫画村」「Anitube」「Miomio」といったサイトですけれども、これらにつきましては現在閲覧できない状態が続いている、あるいはコンテンツの再生ができない状態が続いておりますけれども、昨年の秋ごろから非常に大きな被害が拡大してきているという状況が続いております、クリエイターや出版社の権利が著しく損なわれる事態となっております。

このために、2.のところにございますように、特に悪質な海賊版サイトについて閲覧自体をできなくする、いわゆるサイトブロッキングに関しての考え方を整理いたしまして、ブロッキングが電気通信事業法上の通信の秘密を形式的に侵害する可能性がありますけれども、仮にそうだとした場合の方法による権利保護が不可能で

あるということなどの事情に照らしまして、刑法第37条の緊急避難の要件を満たす場合には違法性が阻却されると考えられるという整理をしております。

なお、今回問題になった特に悪質な海賊版サイト以外の違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならないということも下の※のところにも明記しております。

次に3. のブロッキングの対象につきまして、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、また、民間事業者による自主的な取り組みとして「漫画村」「Anitube」「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定することが適当と考えられるとしております。

また、今後、この考え方に沿って適切な管理体制のもと、ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に関係事業者等から成る協議体を設置し、必要とされる体制整備を行うこととしております。

次の4. のところで、あわせまして国民レベルでの著作権教育の重要性とありまして、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識を醸成すべきことについても盛り込んでおります。

資料1-2は本体でございまして、次に資料1-3をごらんいただきたいと思っております。今後の「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」でございまして。

まず(1)は、先ほど御説明いたしましたとおり、今回の緊急対策の決定によりまして、臨時的かつ緊急的対応としてのサイトブロッキングを事業者の自主的な取り組みとして実施し得る環境を整えていくということが書いてございます。

これとともに(2)で、今後、類似サイトが出ることを想定した運用体制について議論する場というものを知財本部の下に設置し、特に悪質な海賊版サイトの類型化及び運用体制の整備について早急に検討していくこととしております。

また(1)(2)の措置と並行いたしまして、通信の秘密や知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、次期通常国会を目指して速やかに法制度の整備に向けて検討を行うこととしております。

あわせまして、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応ですけれども、これにつきましては既に文化審議会のほうで御検討いただいておりますので、こちらも早急に検討を進めていただき、臨時国会、または次期通常国会を目指し、法案を提出したいということとしております。

前回、4月2日の合同分野会合におきまして、海賊版対策に対するタスクフォースの設置について御了承いただきましたので、今後、関係者の御意見を伺いながら、こちらのタスクフォースの場で速やかに検討を進めていきたいと考えております。

資料1-4は、4月13日の知財本部・犯罪対策閣僚会合の合同会合の場において、本部員のほうから御提出いただきました意見書を配付させていただいております。こういった御意見も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」につきまして、御意見や御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 いろいろな意見がございました。確かに批判がもともとあるということは承知の上でこういう判断をさせていただいたということがあるかと思えます。今回、成果が出た、きちんとサイトが閉まったということについては大変よかったと私は思っております。

ただ、今回、いろいろな御批判の中でなるほどと思った部分がございますので、それについては将来に向けて活かしていければと考える点を2点申し上げたいと思います。

1点は、いわゆる運営サイトの所在が不明であったということを前提にいろいろな議論と御説明をいただきましたし、実際、御提案をいただいた皆様からは、その旨、御説明ございました。また、もう一つは、訴えるに際しても相手の特定ができないということがございました。

ただ、実際、その後の報道の中で、広告代理店とその広告も突きとめられないという部分、つまり、所在がわからないと広告を差しとめる手がないということがあったのですが、これについては、やはり世の中、専門的な方がたくさんいらっしゃるようで、こういうことに詳しい方々と連携をして、より緻密にこういう手段を講じるような手だてをしていけば、効果的なことができるのではないかと考えております。

その後、NHKさんを初めとしていろいろ取材がございました。その中で、広告にしても実際の雑誌等の取材によって、広告掲示が取りやめられているという現実がございます。また、所在を突きとめるということについても専門的な方々から、ある程度、所在の特定についての情報が出てきているとも聞いております。こういうことについては、やはりそのような専門な方たちと連携をした上で、より緻密な対策を講じることが必要かなと思いたしましたので、今回の御批判をたくさんいただいたことについて、その御批判の趣旨を生かしたり、御批判を持っていらっしゃる方たちと連携をしたりしながら、より効果的な、迅速的な海賊版対策を行うべきではないかと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

福井先生、どうぞ。

○福井委員 瀬尾委員からもお話がありましてとおり、政府の発表以後、多くの賛否とともに懸念やあるいは新たな提案も寄せられているところです。また、この間、社会全体で海賊版を考えて、そして押さえ込んでいこうという機運も格段に高まってきたように感じます。

3サイトとも閉鎖、あるいは著しく力を落とした状態になっているというように、状況も大きく変化したように思います。だからこそ、今は多数の関係者に加わっていただいて、先ほどの御説明のとおり、多くの方が納得できる法制度のあり方とか、あるいは他の海賊版の実行対策を含めた議論を進めていくことが重要ではないかと思えます。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

こちらの御意見を、事務局のほうで引き続き対応していくということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題「知的財産推進計画2018（素案）」の議論に入らせていただきます。

これに先立ち、4月2日に検証・評価・企画委員会で御議論いただいた「知的財産戦略ビジョン」については、先日、調査会での検討が終了いたしましたので、事務局より経過報告をさせていただきたいと思えます。

○前澤参事官補佐 知財事務局総括補佐の前澤でございます。

知財ビジョンにつきましては、御参考として最終調整中の素案もお手元にお配りしているのですが、説明は「サマリー」と書いてあります横長のカラーの資料に基づいて差し上げたいと思えます。

まず、1ページ、2ページで、今回のビジョンの検討に当たりましては、2030年ごろまでを将来のターゲットとし、今、起きていることから未来の社会像を予測して、そこで大切になる価値、その仕組みというものを考え、さかのぼって将来の仕組みに向けた課題を検討してまいりました。

また、会議はチャタムハウスルールのもとにグループディスカッション方式、ポストイットなどで自由な発想をどんどん出していただきまして、非常に自由闊達な議論を行っていただきました。

3ページ、取りまとめの内容でございますけれども、まず「1. 価値観・社会状況」「2. 新技術の進展と浸透」「3. 国際関係における環境変化」という3つの観点から将来の社会像を予測いたしました。

「人」につきましては、例えば各個人が多彩な能力を生かして多様な仕事を持つこと、リアルな価値向上や「幸せ」の多様化など。

「産業」につきましては、量ではなく価値や文化の活用による競争。それから、ビジネスモデルや技術が独占から利用へ、保有からアクセスにかわることや、金銭以外の価値の評価というものが出てくるのではないかということ。

「社会」につきましては、国や組織の境界が柔軟化することや、前回、林委員、江村委員から、将来的には知財制度のあり方も変わるであろうということをごきちん認識すべきという御意見がございましたけれども、まさに知的資産が所有からシェアの拡大により高付加価値化することなどを挙げられております。

さらに近藤委員から、2030年を描くときに、延長線ではなくてこうすべきだという絵姿

を描かなければならないという御意見をいただきましたけれども、未来の相反性を認識しつつ、理想的な未来を主体的につくる姿勢が重要という指摘がされてございます。

次に4ページ、描いた将来社会における価値といたしまして「個の多面性・多様性」「リアル」「イノベーション・創発」「社会の多様性の許容」の4つに集約しております。

この中の「イノベーション・創発」というところには、喜連川委員から御意見をいただきましたスピードというものも含まれてございます。

そして、これらの価値の創出の仕組みにつきましては、その下の「多様な個性を生み出す仕組み」「多様な個人が活躍する環境整備」「知識のプラットフォーム化」「多様な価値を内包する社会システム」としてまとめてございます。

さらに前回、長澤委員、山本委員からも御指摘がございましたけれども、ビジョン専門調査会の中でも、これだけでは世界のどこでも同じような仕組みが考えられて、競争力、発信力がないという御意見がございましたので、このような仕組みをつくる際に活用すべき日本の特徴を専門調査会のほうで議論いただきまして、例えばその下の緑の部分でございすけれども「三方よし」のようなバランス感覚、倫理・思想・慣習面におけるドグマや禁忌の少なさ、非言語的感覚、編集能力、均質性、林委員から御意見をいただきました高齢化というものをまとめてございます。

5ページは、ここまでの議論の流れを踏まえて、今後具体的な仕組みを検討する上での方向性について、それまで専門調査会の委員にお出しいただきました御意見を1から7まで、異能を受け入れる「1. 脱平均」。

「2. 異能が集まりアイデアが湧く『スカンク状態』」。

「3. やってなんぼ経済」。

「4. 信用経済、評価ドリブンの貢献GDP」。

「5. コンテンツ想像・活用エコシステム」。

「6. 手入れが行き届いた『インモラル』」。

「7. 新陳代謝」の7つのキーワードのもとに整理してございます。

6ページで、最終的に、将来目指すべきビジョンとしては「価値デザイン社会」という言葉におまとめいただきました。

「価値デザイン社会」とは、そこにございすけれども、経済的価値だけではない多様な価値が包摂され、多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、日本らしい特徴をもうまく使って新しい価値をつくり出し、こちらは山本委員から御指摘のあったこととございすけれども、押しつけではなく世界の共感を得ていくという意味が込められております。

その要素としましては、その下に3つまとめてございすが「①脱・平均とチャレンジ」「②分散と融合」「③共感・貢献経済」となろうかと思いますが、その下に具体的なシステムとしまして①から⑩まで御提案をしております。この中には、福井先生から御意見をいただきました知財創造教育とか人材育成のような話も入ってございす。

時間もございまして、全部はこちらで説明いたしません、幾つかの例を7ページ以降にお示ししてございます。

例えば7ページには、SDGsのニーズとシーズを集約して新しいビジネスなどへつなげていくプラットフォームというものを描き出してございます。こちらには前回、荒井先生からも、将来のビジョンには中小企業をきちんと位置づけてくれという御意見をいただきましたけれども、この一つのアレッジ・プラットフォームのバリエーションとして中小企業を活用したものも十分考えていけるかなと考えております。

8ページは、前回、堀委員から、クリエイターへの尊敬とか対価というものがきちんと回っていくコンテンツのシステムをとという御意見をいただきました。それにもつながろうと思いますけれども、ブロックチェーンを使った権利管理システムとかAIによる自動翻訳などの新技術を組み込んだコンテンツの創造活用システムというものも将来考えられるのではないかと思います。

9ページには「クールジャパンの本質解明」、クールジャパンの魅力というものは何だということから始まりまして、その効果的発信やターゲットの明確化、日本ファンの獲得という一つの流れをつくって付加価値を向上させていく再生産システムというものも考えられるということを書いてございます。

ただし、今後具体化するシステムとしましては、もちろん、これらに限られるものではございませんで、引き続き各府省の提案とか協力もいただきながら、毎年の推進計画の中でも検討してまいりたいと考えております。特に前回、原山先生から、このビジョンを実現する仕掛けももっと従来型ではなくてイノベティブなものをという御意見をいただきましたので、先生方の御協力もいただきながら、もう少し、この辺をブラッシュアップしてまいりたいと思います。

最後に、このビジョンは一度決定して終わりではなく、前回、山田委員から、このビジョンを推進計画との関係も含めて、もっと社会にわかりやすく発信してほしいという御意見をいただきましたけれども、この資料の作り方の工夫も含めまして、まさにこのビジョンの考え方を社会に問いかけていくとともに、未来についての自由で幅広い議論をこれからも続けまして、ビジョン自体のブラッシュアップを行うことが必要と考えております。こちらは、まさに瀬尾委員から前回御指摘をいただいたところでございます。

先生方におかれましても、引き続きの御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

経過報告ということでございましたが、続きまして「知的財産推進計画2018（素案）」の説明を事務局よりお願いいたします。

○小野寺参事官 知的財産戦略推進事務局の参事官をしております小野寺です。「知的財産推進計画2018（素案）」に基づいて説明をさせていただきます。また、必要に応じて資料2の1枚紙を見ていただければと思います。

目次を見ていただくと、まず2018年は2017年の計画と比べますと大幅に簡素化しており

ます。2017年のものは84ページあったわけですが、今回は27ページということで大幅にぐっと縮小しております。そのかわり、2018年の一つの特徴としては、重点事項にすごく絞り込んでいるところがあります。あと、工程表も実は中に位置づけられておまして「1. はじめに」「2. 『推進計画2018』重点事項」「3. 工程表」とありまして、この推進計画2018年の重点事項及び2017からの継続項目ということで、こちらの工程表の中に位置づけるという形をとっております。

2ページの「1. はじめに」の、まず「知的財産政策ビジョン（2013年）策定後の状況」ということで、これを策定した後、幾つか成果を出しているということでもあります。

世界最速の特許審査、あるいは営業秘密の保護強化、職務発明制度の見直し、今国会に出しております不正競争防止法等の改正法案、JAS法の削減の改正、学習指導要領における知財創造教育の位置づけ、「知財創造教育推進コンソーシアム」の設置、農林水産物等の地理的表示を保護するための法律の制定、中小・ベンチャー企業関係では特許料全体の改定を一昨年行いまして、中小企業の特許料等の一律半減というものを今国会にも提出しております。また、中小企業のための「知財総合支援窓口」を2011年に設置し、さらに農業まで拡充しております。

「デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備」ということで、著作権法の一部を改正する法案を通常国会に提出するほか、デジタルアーカイブについても議論を進めております。

また、コンテンツのほうにつきましては、クールジャパンの官民連携プラットフォームを2015年に設立したほか、クールジャパン機構、BEAJ、さらにはJ-LOP事業など、もろもろコンテンツの海外展開に関する政策を進めているところであります。

そういう中で、知財ビジョンの枠組みのもとで進めてきているわけですけれども、既にビジョンの関係で説明しましたが、2013年当時の想定を超えて状況は変化しているということで、プロイノベーションの考え方を軸として、もう少し見直さなければいけないのではないかとということで、4ページに行きまして、昨年末には「知的財産戦略ビジョン」の検討を開始しまして、今般取りまとめつつあるというところでございます。

「知的財産推進計画2018」の策定に当たりましては、新たな知財戦略ビジョンへのバトンゾーンとして、昨年からことしにかけての知的財産を取り巻く状況としては大きく3つございます。

1つ目は「Society5.0」への取り組みが加速化しており、また、国際的に見ましても2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催あるいは2019年にG20が行われる中で、SDGsについての国内の機運は高まっております。

2つ目は、ビッグデータ、AIに次ぐ新技術として、例えばブロックチェーンが金融分野だけではなく非金融分野でも非常に利用が進んでいる、あるいは量子コンピューティングといった技術なども出てきておるところであります。

また、供給者と需要者の直接的な結びつけ、「カスタマイズ」への欲求、シェアリング

エコノミー、価値観の多様化というところが進んでいるわけですが、そういう中でユーザーの多様な価値観に訴求するような価値創造メカニズムをいかに機動的・継続的にデザインするかということが非常に大きな課題になりまして、各企業では自社の有する無形資産を的確に把握するとともに、外部資源を有効に組み合わせて価値をどう創造していくかということが重要になっていくということで、知財のビジネス価値評価検討タスクフォースのほうでももろもろ検討してきたところでございます。

また、大型プラットフォームの問題、あるいは先ほど議論になりましたインターネット上の海賊版の被害といったところが大きく問題になっている。

3つ目は、訪日外国人旅行者数が3,000万に迫る勢いとなっております、リピーターの数が増加したり、あるいは地方訪問の割合が増加したり、さらには外国人の定住についても広がりを見せているところではありますが、そういう状況はクールジャパン優良顧客やインフルエンサーとなり得る層の増加でありまして、クールジャパン戦略を加速するまたとない好機となっていると考えております。

そういう中で産業財産権分野に関する会合、コンテンツ分野の会合、知財のビジネス価値評価検討タスクフォース及びインターネット上の海賊版対策に関する検討会議において議論を行ってきたところでございます。

この2018年度計画は、新たな知的財産戦略ビジョンに向かう起点ということで、大きく3つの重点事項を置いております。

1つ目が「（1）これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる」。

2つ目が「（2）挑戦・創造活動を促す」。

3つ目が「（3）新たな分野の仕組みを作る」というところでございます。

8ページの「『2. 推進計画2018』重点事項」で「人材・ビジネスを育てる」とありますけれども、1つ目が「①知財のビジネス上の価値評価」ということで、先ほど申し上げたように、自社の有する無形資産、外部資産を有効に組み合わせて、ユーザー視点でそれを組み合わせていくというメカニズムをどうやって見える化していくかということが重要であるということで、知財ビジネス価値評価検討タスクフォースの考え方、実は経営デザインシートというピンク色のところにある意味凝縮されているわけですが、知財を意識するための経営デザインシートをうまく使っていきながら、ユーザー視点での経営を進めていくということが重要になっているということでありますし、金融機関が行っている事業性評価の中にもそういうものを取り込んでいくと考えております。

2つ目が「②デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」ということで、実は特許庁と経済産業省の下に「産業競争力とデザインを考える研究会」ということで、意匠法の見直し等を検討してきたわけですが、注のほうを見ていただきたいのですが、実は本研究会では最初、デザインを造形の美を出発点として検討していたわけですが、顧客目線でどうやって製品・サービスを設計するかという形で、デザインの考え方をより広げていく方向に行くべきではないかという形で、デザイン経営をもっ

と進めていかなければいけないのではないかという方向になっていると聞いております。

そういうことで、施策の方向性としては、意匠制度を初め、ほかの知的財産制度のあり方についても検討し、経営者へのデザイン経営の重要性の普及啓発を行っていくことが重要と考えております。

3つ目が「③地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」ということで、これは一昨年「地域知財活性化行動計画」というものを特許庁でつくり、きめ細やかな支援に取り組んでいるところであります。特に身近な存在である金融機関などとも共同しながら、また農業分野における「農林水産省知的財産戦略2020」をしっかりと進めていくことが重要だということ。

施策の方向性といたしましては、中小企業の特許料等の一律半減について広く周知するとともに、減免申請手続の簡素化を進めたり、あるいは金融機関による知財の活用も含めた事業性評価融資を促していく。あるいは知財ビジネス評価書について作成支援を強化するとともに、今後のあり方について検討を行うといったところ。あるいは種苗法などにつきまして、育成者権者に使いやすい制度となるように検討をさらに進めていく。あるいは日EU・EPAに対応するような形でGIに関する法律の改正を行う。あるいは幅広くデータの取得・共有を農業、林業、水産業などでも進めていくということが重要になっていくということでもあります。

4つ目が「④知財創造教育・知財人材育成の推進」で、これは昨年に引き続き小中学校における知財創造教育の体系化の実証、高等学校における知財創造教育の体系化、教育現場における知財創造教育の浸透、さらにはそれを支えるための地域コンソーシアムの拡充といったところを進めていくということだと思っております。

5つ目が「⑤クールジャパン人材の育成・集積に係る取組」で「クールジャパン人材育成検討会」ということで検討を進めてきておりまして、平成30年、ことしの3月には最終取りまとめを行ったところであります。これに基づきまして、日本に関心を持つ外国人登録等を通じて一定の便益が得られるような仕組みを構築する「日本ファン」をふやしていく取り組みに加えまして、さまざまな目的で我が国に長期滞在する消費力の高い外国人をふやす方策についても検討していくということが重要であります。それに加えまして、施策の短期的な方向性といたしましては、この取りまとめに基づきまして、専門職大学制度の運用、外国人材受け入れに係る産学官の地域レベル・国レベルでの協力体制の構築、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できるような人材の育成といったところが重要などかと思っております。

6つ目が「⑥地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開」で、特に地域プロデューサー人材の集積、地域の魅力発信をあわせて実現していくということや、あるいは一昨年の「クールジャパン拠点構築検討会最終報告書」にありましたとおり、クールジャパンの拠点同士の効果的な連携といったところを進めていくということが重要であり、具体的な施策の方向性といたしましては、地方版クールジャパン推進会議を進めたり、あるいは地域

セミナーといったところを実施していくところかと思っております。

2つ目の大きな柱の「(2) 挑戦・創造活動を促す」というところですが、スピード感を持ってビジネスを刷新し、産業の新陳代謝を行わなければならないということで、オープンイノベーションやベンチャー創出といったところが重要になったり、あるいは大企業が中小ベンチャー企業パートナーとしてしっかり活用していく、あるいはコンテンツ分野ではクリエイターの新たな挑戦を促進するようなエコシステム整備といったところが重要になっていくわけであります。

まず、1つ目の「①オープンイノベーションの加速」につきましては、特にオープンイノベーションにおいては信頼関係の構築が重要だということですが、知的財産上の課題について整理し対応策を検討する。また、先ほど申し上げたようなSDGs、やはりオープンイノベーションを進める際には共通目的を持っていることが非常に重要でありますので、そのような一つの方法としてSDGsを使いまして、シーズとニーズをマッチングさせられるような知的資産プラットフォームといったものを考えていきたい。

あるいは大学の技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学等のネットワーク強化を図ったり、イノベーションマネジメントハブというものを形成していったらどうか。

また、大学のイノベーションの拠点化を進めるものとして、リサーチアドミニストレーターの充実・強化といったところも進めていきたいと考えております。

2つ目が「②ベンチャー支援」で、特に新産業分野においてはスピード感を持ったイノベーション創出の担い手としてベンチャーは非常に重要になっているわけですが、具体的な施策の方向性といたしましては、ベンチャー企業に対して、希望により、原則1カ月以内に審査結果を通知できるようなスーパー早期審査の体制を30年度中に整える、あるいはベンチャーエコシステムの関係者と知財の関係者を結びつけるような場をつくっていききたい。あるいはベンチャー企業に対して適切な知財戦略の構築等を支援する。ギャップファンドによる支援といったところを進めていきたいと考えております。

3つ目が「③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立」で、漫画、アニメ、映画、音楽、いろいろな分野、異業種の連携を進めていく。それを面的展開で進めていくというところ、あるいはその一つの例としてe-スポーツなども今後重要になっていくであろう。

また、制作環境の整備が特に重要であるということで、施策の方向性といたしましては、まず1つ目として、クラウドファンディング等による新たな資金調達を活用するコンテンツ企画制作や海外プロモーションの取り組み、あるいは海賊版に対抗するような世界同時展開の取り組みといったところを支援していく。

それに加えて、従来のBEAJあるいは国際交流基金といったところをしっかりと進めていくとともに、また、コンテンツの利活用を促進するという観点から、ブロックチェーン等、技術を活用した著作物の管理、利益配分の仕組みの構築のための検討といったところを行っていききたいと考えております。

「④模倣品・海賊版対策」は、冒頭説明がありましたとおり、極めて悪質な巨大侵害コンテンツ配信サイトなども出ているところではありますが、対策の方向性といたしましては、有識者及び関係府省における検討の場を設けて、正規版等の流通のあり方も含む模倣品・海賊版対策について検討し、サイトブロッキングに係る法制度の整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に関する論点の検討、あるいはリーチサイトに関する法案提出に向けて必要な措置を講ずる。

さらには、下のほうにありますように、模倣品・海賊版を容認しないということ、国民の規範意識に根差すよう啓発活動を推進するといったところが重要になってくるかと思っています。

3つ目の大きな柱としての「(3) 新たな分野の仕組みを作る」ですが、まず1つ目の策としては「①標準化の展開」ということで、まず2017年、昨年の9月に国際標準化加速に向けた官民連携会議をつくったわけですが、それをしっかりと活用しまして、昨年10月に決めました今後の基準認証のあり方というペーパーに基づきまして、例えば今国会に出している法案の成立を待ちまして、標準化の対象の拡大、サービス分野を含む標準化戦略を策定していったり、SDGsやSociety 5.0といった社会的課題に関する標準化なども検討していくということでございます。

2つ目が「②知財システム基盤の強化」であります。特許あるいは商標のところにつきまして、例えば人工知能技術の活用に向けたアクションプランを実施したり、あるいはJ-PlatPat（特許情報プラットフォーム）などをよりよいものにしたり、あるいは機械翻訳するシステムの精度を向上させる、あるいは商標審査体制をしっかりと整備するということを進めていきたいというところでもあります。

3つ目は「③データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化」ということで、今回提出しております不正競争防止法の改正を進め、その整備を受けましてガイドラインを策定したり、普及・啓発を進めていったり、あるいは「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を新たにAIの開発・利用などに含めるといった形での改訂されたガイドラインをしっかりと進めていくというところでもあります。

また、情報信託機能の認定スキームに関する指針、情報銀行等の実装に向けた検討を継続する。

あと、著作権システムの構築でありますけれども、柔軟性のある権利制限規定が今国会にかかっておりますけれども、その法の適切な運用、ガイドラインの策定、普及啓発を進めるとともに、著作権不明者等の場合の裁定制度をしっかりと検討していったり、あるいは拡大集中許諾制度に関する具体的課題について検討を進めるというところが重要かと考えております。

5つ目の「⑤クールジャパン戦略の持続的強化」は「外国人がよいと思う日本」の魅力の本質について、創出・発見・編集していくとともに、ストーリーやコンテクストをつむぎ出して、それを付加価値とちゃんとしっかりとしていくということが重要だと考えており

まして、クールジャパン官民連携プラットフォームといった枠組みをつくっていったり、本日配付をしております「日本語り抄」といったものがありますけれども、こういうものを活用して、しっかりとストーリーを出していくということが重要かと思っております。

また「⑥ロケ撮影の環境改善」につきましては、2017年度に設置いたしまして、ロケ撮影に関係の深い許認可手続に関する情報共有などを進めてきているところでありますが、2018年度には官民によるロケーション支援のあり方を検討し、一定の結論を出すということと考えております。

また、最後に「⑦デジタルアーカイブ社会の実現」でありますけれども、2017年9月にデジタルアーカイブジャパン推進委員会を立ち上げまして、工程表を決定しているところでありますが、2020年までの立ち上げに向けて、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」の構築に向けて、今、着々と準備を進めておりまして、年度内を目途に試験版を公開すると考えております。

以上であります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、この「知的財産推進計画2018（素案）」につきまして、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

先ほども参事官から説明がありましたけれども、今回、推進計画2018は、2013年の知的財産政策ビジョンの総括というような位置づけでもあり、また、かつ先ほど経過報告をしていただきましたけれども、今回策定しています知財ビジョンの実現に向けた第一歩というような視座で御意見をいただければと思っております。

なお、できるだけ多くの委員の方に御発言いただきたいと思っておりますので、毎回恐縮でございますけれども、一回当たりの御発言時間を2分以内とさせていただければと思います。2分でまたベルが鳴りますので、よろしくお願いします。

それでは、御発言順はどなたからでも結構でございますので、名札を立てていただければと思います。

では、林委員からどうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

まず、15ページの（2）の①の「施策の方向性」の5番目のポツに、「企業の事業戦略に深くかかわる大型共同研究」についての施策が掲げられております。非常に大事なポイントだと思います。一昨年から文科省で、産学連携共同研究契約のための「さくらツール」という交渉ポイントの整理と契約モデル集をつくっております、今年にはコンソーシアム型についても発表しておりますので、ぜひ、この「さくらツール」活用による契約の高度化、そういったセミナーなり啓蒙活動についても御検討いただきたいと思います。

次に、21ページの（3）の②の知財システムのところになりますが、21ページから22ページにかけて施策が書かれております。ただ、この中に電子訴訟の早期導入、ペーパーレス化についての記載がございません。

4月20日に京都で日韓の知財司法シンポジウムを開催したのですが、韓国の裁判官の方がいらして、韓国における電子訴訟の普及についてもプレゼンをなさいました。2010年から知財訴訟から始めて、今では全分野について電子訴訟が完璧にできているということですので、ぜひ、ここの項目に電子訴訟の早期導入の件も入れていただければと思います。

次に、23ページの5行目に「情報信託機能の認定スキーム」として、情報信託が書かれております。これに関連しましては、官民データ活用推進基本法の12条にデータポータビリティに関する規定が盛り込まれておりますので、このデータポータビリティの点と、データの仲介管理の役割を担うPDSの社会実装に向けた検討も入れていただきたいと思います。

最後に、24ページの(3)の④に関係しますが、ここで2つ目から6つ目のポツに書かれていることにつきましては、インターネット上のコンテンツ流通促進に必要な合目的な観点で、横串を刺した形でデータベースの整備、自動的な権利処理、自動的な分配システムといったものが、既に外国ではバルセロナのBMATなど、ブロックチェーンや音声、AIを使って実現しています。将来ビジョンと言わずに、すぐにこういった点について、海外実務を参考に立ち上げることを御検討いただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、土生委員、お願いします。

○土生委員 私からは、8ページから11ページの関係で3点です。

1つ目は「(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる」のうちの2つ目のデザイン経営のところのタイトルが、目次では「②デザイン思考に基づくビジネスモデルの構築」となっていて、タイトルが違うのでどちらを指しているのかははっきりしなかったのですが、もしデザイン思考でアプローチをするのであれば、②の内容は、いかにも狭義のデザインや意匠権に寄り過ぎてしまっていて、デザイン思考的なアプローチが不足しているのではないかと。もしデザイン思考的なアプローチを考えていたら、①の経営デザインシートもデザインを語っているので、①の価値評価のためのデザインという観点と、デザイン経営をうまく結びつけるようなものが出せるのではないかと。思ったのが1点です。

2点目は、①で価値評価の経営デザインシートを使っていこうという一方で、③では金融機関の知財ビジネス評価書の話が出てくるのですが、ここは似ているのに2つの異なるアウトプットが走っているみたいに見えるので、例えばこれらの融合をどのように考えていくのか。知財ビジネス評価書の中でも、経営デザインシートのアプローチは非常に有効だと思いますので、この中に活用していくみたいな取り組みを書き込んでもいいのではないかと。というのが2点目。

3点目は、③の地方・中小企業のテーマについて、今回、金融の話に偏ってしまってい

て、中核になる知財総合支援窓口の話が全然出てこないのです、できれば言及してほしいと思います。①の経営デザインシートに力を入れていくとしたら、やはり窓口などでこういうものを書く指導をしていくとか、あるいは窓口の人材にこういうものをマスターしてもらおうということを書き込んでいくと、①との連携がとれるのではないかと。

そういう形で、①の経営デザインシートをうまく②や③にも生かすという書き方ができると、今回、人材とビジネスを育てることが大きな柱になっていると思うのですけれども、人材やビジネスを育てる方向性というのが、価値創造をデザインする人材を育てる、価値創造をデザインしてビジネスを育てる、という方向性が見えるかと思いますので、この辺の融合を考えていただくといいかなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、日覺委員、お願いいたします。

○日覺委員 この推進計画2018は、新たな施策と、今回特に入れる施策に絞って記載されており、重点施策がわかりやすく整理されていると思っています。現状の課題についてはおおむね盛り込まれており、方向性はよいと思っています。

個別の内容についてですが、企業活動のグローバル化に伴い重要性を増している国際的な知財制度の調和の視点を入れてもらいたいと思っています。

多くの企業にとって、中国などによる知財権侵害の問題が切実です。現在、データの保護をめぐっては国際的なルール形成が行われており、また、標準化の分野で、日本が国際ルールづくりで主体的な役割を果たしていくための施策は、この推進計画素案でも取り上げられていますが、特許、商標や営業秘密保護においても、制度と運用の国際調和が不可欠であると思います。

特に特許、商標に関していいますと、どこの国でも同じ手続と基準で権利が与えられ、同じように権利が守られる制度が理想です。これまでブラッシュアップしてきた日本の制度をベースに、企業のニーズも踏まえながら、日本政府が国際的なルール形成を主導してほしいと思っています。

また、今、申し上げたこととクールジャパンとも関連しますが、日本の文化や考え方を国際的なルール形成に生かすという視点も入れてほしいと思います。昨今、SDGsが盛んに言われていますが、このSDGsの多くの項目は日本企業では以前から実施されているという事実に象徴されるように、日本の考え方が世界でも価値を認められ通用する例は数多くあります。日本企業が標準化等の国際的なルール形成に積極的に参画するための戦略的な官民の連携、政府の支援をお願いしたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 何点かなのですが、まず一つ大きなところで、今、作成中のビジョンがどの

ような形でここに書き込まれるかという点がはっきりしていないので、その辺の交通整理が必要かなと思っています。例えば6ページのところで、先ほど先生がおっしゃったように、これが出発点であるという認識なのですけれども、3パラ目のところに言及されている知的戦略ビジョンは2013年のものをリファーしているのか、その辺の交通整理が必要かなと思っています。

2つ目なのですが、環境の変化というものが初めにあるのですが、これはどちらかというと、いわゆるデジタルトランスフォーメーションに関連したAIとかビッグデータが書いてあるのですが、それと同時にバイオの世界でも相当にドラスティックな変化が起こっています。1つが合成生物学であり、もう一つがゲノム編集です。これが産業分野に関して大きなインパクトを与えるものであり、しかもデジタル化と相まってさまざまなことが起こってくるし、知財に関する議論も必要になってくる。例えば農業の種苗の繁殖に関しましても、かなりドラスティックにやり方が変わってくるということで、初めのところに少しでもいいのですけれども、この変化についての言及が必要かなと思っています。

3つ目は、全部はしっかり読んでいないのですけれども、多分欠けているポイントとして、前回までのところにはオープンサイエンスのことが言及されていたと思うのですが、特にオープンサイエンスに関しましては内閣府のほうで統合戦略をつくる時の一つの柱になると思っています。その中で方向性として、今、強く言われているのはデータマネジメントポリシーの必要性なのです。多分、ここどこに可能性として親和性があるかは考えなくてはいけないのですが、例えば22ページのデータ活用のところの、1つでもちょっとでもいいのですが、サイエンスにフォーカスした形でのデータの活用の仕方に関して、少しオープンサイエンスを入れていただければと思っています。

最後に、23ページのタイトルのところにSociety 5.0の何とかと書いてあるのですけれども、初めのところではSociety 5.0という概念が導入されたことによって、かなりいろいろなところに変化があると、枕言葉的になっているので、下の部分のタイトルのところに、ここにだけSociety 5.0を入れることがちょっと違和感を感じたので、その辺の整合性をとっていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、福井先生、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。

まずは推進計画の26ページ、アーカイブのところであります。こちらは社会の記憶を、あるいは文化の発信を、あるいはビジネスデータの供給源を担う非常に重要な社会の知的インフラだと思います。そういう意味で、この内容は大変賛成いたします。

加えて、施策として人材の育成、いわゆるデジタルアーキビストの育成、多言語発信、あるいはデジタル化というものはなかなか現場だけではできないので、そういうことの支援体制。それから、現場を悩ませるのが肖像権や所有権者が不明であるコンテンツが非常に多いのです。この不明肖像権、不明所有権問題についても課題として検討していくこと

を加えられないかと思いました。

もう一点は、プラットフォームであります。現在、例えば5ページの推進計画でプラットフォーム巨大化ということが記載されているのですが、このプラットフォームと知的財産の関係についても、我々は検討を進めるべきではないかと思いました。

例えば、AIや新しいビジネスを制するのはデータのやりとりであり、データ契約だと思うのです。今、推進計画の22ページでは契約のガイドラインをつくるということが記載されていて、これにとどまっている。しかし、日経で4月26日の報道によるならば、ECでは既に、プラットフォームによる一方的な契約の押し付けを防ぐための新規成案が提案されていると報道されています。それはかなり踏み込んだ内容でありまして、企業によるプラットフォームの契約押し付けに対する苦情処理の制度とか、業界団体による団体の訴訟制度といったようなものにまで踏み込んでいるようであります。

プラットフォーム契約をよりよい形で、相互に本当にWin-Winになるような契約に導いていくための検討ということも今後考えていってもいいのかなど。これは今後の課題という形で申し上げました。

以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 10ページの「③地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」ですが、中小企業の立場で、地方と中小企業と農業分野は3つ並列でいいのかという気がしております。それぞれがかなりボリュームもあるので、ページをふやしたくはないと思いますが、ここはもう少し内容を充実させていただいたほうが良いと思います。記載されている「現状と課題」も、もう少し明確に入れていただければと思います。

正直、この計画について、ここ何年か私も拝見していますが、この会議に来たときだけ耳にするという状態で、地元に戻って計画について聞いたことはほとんどなく、知財を活用するための施策も断片的には入ってくるのですが、もう少し周知されるべきかと思っております。

また先ほどもどなたかおっしゃっていた、中小企業にとって身近な存在が金融機関という記載がありますが、地方においては、金融機関もそうなのですが、行政、特に県や市や、支援機関等との距離が近いので、その担当の方々が知財全体の計画を把握した上で、そこから地元の企業、大学、銀行等に落とさせていただくという流れも良いのではという気がしております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

○山本委員 このサマリーにあるようなワークショップをやって、方向性をつくっていられたというのは非常におもしろいと思ひまして、とても興味を持ちました。分量もシンプル

ルになって、とてもわかりやすく、よい方向だと思っています。

ただ、方向性はいいのですけれども、サマリーにもありますし、素案の中で4ページにも書いてありますが、日本の特徴は「三方よし」という従来からある考え方というのは、恐らくSDGsとかSociety 5.0というものに非常につながっていくものだと思っているのですが、各重点事項になると、SDGsとかSociety 5.0というものは時々、顔を出すのですが、では、このSDGsという観点で見るとどういうスタンスで、この重点事項にどう取り組むのかというのはなかなか余り書かれていなくて、SDGsやSociety 5.0も考えながら進めましょうということで終わってしまうので、各重点項目で、日本の特徴という観点で見ると、SDGsとかSociety 5.0という観点で見ると、ここを強化するのだというものをもっと言及していないのではないかというのが私の印象です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 コンパクトで非常によくまとまったものができたと思います。

このような推進計画を多くの人に読んでもらわなくてはいけないので、手に持っただけで構えてしまうようなページ数でないというのは非常によくなったと思っております。

8ページのビジネス価値評価ですけれども、タスクフォースのほうから経営デザインシートというものが提案されています。このようなものは最終的には融資や投資を呼び込むような方向になればいいのですが、なかなかそこに行き着くまでは大変で、これらのシートはそれだけの用途ではないので、いろいろな用途に使って定着させていかなければいけないだろうと思っています。

例えば、このシートなどを使って自社の強みが浮き彫りになればシーズが明らかになる。それから、弱点、足りない部分を浮き彫りにすればニーズが出てくることが考えられます。これを結びつけるという方向があれば、このシートを活用して定着させていく方向が出てくるのではないのでしょうか。

例えば15ページに、知的財産プラットフォームというものがあります。このようなものに経営デザインシート等の評価シートをリンクさせて、シーズとニーズを結びつけていくようなシステムを考えていただければ、価値評価をより定着させる原動力になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

今度は、そちらの江村委員に伺いましょう。

○江村委員 ありがとうございます。先ほど日覺委員から大分グローバルな視点のコメントがありましたが、私もグローバルな観点で幾つかコメントさせていただきたいと思えます。

まず、15ページのオープンイノベーションのところ、先ほどから出ておりますビジョ

ンにもある知的資産プラットフォームの話があって、これ自身は非常にいい考え方だと思うのですが、これを日本だけで考えてもやはり機能しない話なので、これをグローバルにどうやってデザインしていくかというあたりをどう進めていくのかというのは少し検討の余地があるのかなと思います。

20ページの標準化の展開というところで、本文の中に「サービスの国際標準化、異業種連携、規制および認証との組み合わせも展開されている」と表現されていまして、要は標準化で議論する時代はもう終わったと思っているのです。標準化はツールであって、その先にルールといったものをつくった上でビジネスをデザインするという時代になっている中で、まだ標準化ということを中心に書いている。施策の最後のポツのところで、国際標準獲得のあり方について検討するとなっているのですけれども、これだとやはりビジネスの議論にならないということなので、この辺はもう一步踏み込んだ形に記載を変えていただいたほうがいいのではないかと思います。

3点目が22ページのデータの活用のところなのですけれども、データの利活用はグローバルなデータのやりとりのことを抜きにしては考えられないという時代になっておりまして、これはどうしても日本のことを書いているように見えてしまうのですけれども、やはりGDPRみたいなものも出てきている中で、データの制度についての、国際的な制度調和について触れるし、それについてどういう施策を打っていくかということを考えていくことは必須ではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 いろいろ取りまとめいただきましてありがとうございます。

推進計画2018の素案のところで、まず冒頭で2013年のビジョン以降の振り返りがあるのですけれども、ここにはこれをやった、あれをやったということが書いてあるだけなので、できましたら本来こういうことを解決したい、こういうことをやりたいからこれをやったのであって、結果としてこれをやったことで本来狙ったものがどう変わったのだ、どうクリエートされたのだという振り返りをしていただけると、よりわかるのかなと思いました。

それから、2018の重要な施策の一つとして、昨年来、御検討いただいていたビジネス価値評価のタスクフォースの検討結果、これはしっかり展開するというか、定着させるのが2018の重要なポイントだなと思っています。

そういった中で、11ページの一番上のところの書き方について、以前より申し上げているのですけれども、こういう施策をやることが目標ではなくて、例えば2行目でいくと「タスクフォースの考え方が導入されるよう促し」と書いてありますが、これを導入することが目的ではなくて、本来はベンチャーだったり、スタートアップだったり、イノベーターの人に、いかに金融支援がうまくサポートして、より新たなビジネス、社会システムができるのだというのが目的であって、そのためにこの検討結果を用いながら、それがうまく

金融の動きにつながらないようであれば、必要な検討を行うというか、必要な変革を行うとか修正を行うというように、しっかり何の狙いかというのを書いていただきたいなと思います。

この2行目の一番下の「それらの状況に基づいて」というのもわかりにくいのです。何を狙っているかというのをしっかり書いていただきたいなと思います。

最後にですが、ビジョンのところ、これもどうもありがとうございました。これから大事なものは、これを共有するというか、考え方を広めるというのが非常に大事だと思っています。ここに書いたから終わりではなくて、これを皆さんに理解していただいて、逆にまたコメントをいただいたりして、よりよいものにしていくというのが必要だと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 ありがとうございます。山口大学の佐田でございます。

今回、コンパクトにまとめていただいて、非常に見やすくなってありがとうございます。

私からのほうは、知財教育のほうの11ページ、12ページのところについて、少しコメントさせていただきたいと思います。この12ページのところに、具体的な施策の中で、例えば現場の教職員とかが、あるいは知財創造教育を実践できるようにと示されています。ありまして、そして施策の方向性のところで教職員が知財創造教育の必要性を理解し、みずから知財創造教育を実施できるようにするということが期待されています。のは、しかしながら理解しただけではなかなか足が向かないというか、踏み出せない、これが現状としてございます。

それともう一つは、ここで示されておられます教職員を目指す学生向けとあります。これは多分、教育学部のことを言っておられると思うのですが、その間の実は手当てをどうするかということに視点を当てて頂きで、一支援策を今回やるという、これは非常にありがたいことと思います。なのです。けれども現場で実効性があるものにするため、もう一步踏み込んだところの具体的な手当てが必要ではないかなと感じております。実際、山口大学では知財教育普及のために各地の大学を現在回っておりまして、知財科目開設のお手伝いをさせていただいております。2016年度、2017年度と、知財教育普及これを取り上げていただいてから、ずっと取り組んでやっていますのですが、なかなか広がっていかないというのが現状でございます。本学では、今まで実践を通してまとめた教材を、学内はもとより、各大学さんにも提案させて頂いてしております。問題は、実は現場での教育人材の確保なのです。大学の予算というのが、最近かなり縮減しておりまして、新たに教員を雇うという状況ではないことは、特に地方大学においては、これが一番頭を悩ませられているところなのです。

そこで、人材の調達方法を各大学に行った際に聞かれ、ご御提案申し上げているのです

が、2つのルートは今、考えております。マイナーな話で大変恐縮なのですが、その一つは学内で、企業出身の教員が結構います。そういう人の方のほとんどは企業時代に知財教育を受けておりました、実践も積んでいますので、そういった方々の活用というものも有効必要かなと思います。2つ目なのですが、これは学内・学外の企業の知財担当者のOBです。こういったOBの方は、知財に関しましては、この道一筋の方が実は多くて、大変なスキルを持っておられます。その経験を發揮していただいて教員のサポーター役になってもらうという、こういった取り組みというのは経費もそれほどかかりません。七、今回せっかく立派なビジョンを描いていただいておりますので、絵に描いた餅にならないためにも、特に知財教育における人材確保というものは、特にこれから不可欠ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

重村委員、お願ひします。

○重村委員 全体を通して大きな異論はないのですが、そもそも最初に2025年から2030年を見据えてという形になっているわけですが、この2030年というのは日本人の3分の1以上が高齢者になるわけです。この3分の1を占める高齢者に対する知財教育であるとか、テクニカルイノベーションの教育をどういう形でやっていくのか、高齢者をその時代になっても現役のプレーヤーとして活躍させるための具体策というものが、この中には書かれてないと思うのです。ずっと2013年から必ず少子高齢化対策ということは言われてきたわけですが、今、大事な部分というのは、この人たち、すなわち高齢者の人たちも巻き込んで、いわゆる知財推進計画というものを進めていくということが重要なのではないかと思ひますので、その部分を一部加えていただければということをお願ひしています。

それからもう一つ、コンテンツ分野という形なので私のほうから申し上げますと、ある意味でインバウンドの部分は非常に順調に進んできているわけですが、この中にも書いてありますように、リピーターはふえてきているのですが、どちらかというとリピーターの中で、いわゆるアジア人はエンターテインメント系のものを好むわけですが。欧米人は割とディープな日本の文化とか、伝統工芸とかを知りたがるわけですが。ところが、現実的にそういうものをいろいろ紹介していこうとすると、後継者がいないのです。そういう日本の伝統工芸だとか文化とかというようなものを継承する人をつくっていこうと、これは地方自治体とも一緒になってやっていくという形をする作業をしていかないと、今の非常に順調なインバウンドというものもどこかで途切れてしまうのではないかと。

そういう意味でいいますと、いわゆるリソースの部分をどのように今後維持していくかというのが大きな問題になるのではないかなと思ひてお願ひして、その部分も今後の計画の先々の問題としてお考へいただきたいというのが私の意見でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員、お願ひします。

○瀬尾委員 取りまとめとしまして、非常にコンパクトになって、かつコンパクトになりながら非常に細やかな点があって、私としてはこの推進計画でよろしいかと思えます。今、振り返って見ている中で、AIとか、例えばブロックチェーンもそうですし、非常に大きく時代が変わっていく切りかわり目にあります。さらに元号改正からオリンピックに至るまで大きな変化をしていくのですが、現在の状況に対する緊急感というものが少ないところにちょっと不安を感じます。

つまり、今年は特別な年だということ、今年、来年、再来年は、これまでの5年とも違うし、例えば10年後の普通のとときとも、10年後はわからないですけれども、違うと思うのですよ。今どうしてもやらなければいけないことが非常にある時代にそれをどうするのか、淡々とこれまでと同じような事業をされていていいのかということがあると思えます。この内容はこれで進めるべきなのですけれども、どこかに緊迫感と、やはりこれから3年の重要性というものをもう少し強調して、現場の皆さんに去年と同じではないことを理解していただく。ことしは特別であって、去年よりも数倍スピードと確実性と成果が必要であるとしてあるということを感じていただいて、実行を促す部分がやはりどこかにあっていただきたいなと思えます。

例えばAIをきちんと促進する。この観点でも著作権法の成立が既に丸々1年おくらせています。去年通っていれば、これについてはことし、柔軟な規定に基づいて大いに進めることができたであろうと思われれますけれども、ことしの成立になれば、さらにまた1年おくられます。せっかくここで2年間のアドバンテージをとったものがほぼ失われようとしている。こういう現実があったときに、ここは知的財産対策本部ではなくて、知的財産戦略本部であるわけだから、これからのものに向けた戦略として加速という言葉が私は重要なと思えます。実際には、そのような内容がこの中にどう入るのか、入っても実効性が保てるか、などいろいろな問題はあります。ただ、緊迫感と緊張感というものをこの推進計画の中でどこかに載せていただいて、現場で例年と同じように、着実にということ以上にやっていたくためにどうしたらいいか、その部分を何か盛り込んでいただければと感じます。

意見でした。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員 ありがとうございます。

私も全体として特に異論はございません。これまでのさまざまな議論をよく取りまとめさせていただいて、大変読みやすくなっていると思えます。その上で2～3コメントを申し上げたいです。

1点目は21ページの知財システム基盤の強化にも関連するのですが、特許制度は基本的には一国一特許、世界で活躍する、あるいは展開する企業においても、世界中で、各国で特許を取らなければいけないというのが現状なのですが、御承知のとおり、日本企業は初

めからグローバルな知財戦略を展開しているわけで、日本国内の出願件数そのものは減っている、むしろ質重視になっているわけですが、他方で海外への出願はどんどんふえてきているという状況にある。

こういう中で、グローバル企業の知財戦略に対応するためには、従来のような一つの国、一国一特許、そして各国ごとに権利行使するというところの発想を大きく乗り越えるような国際的なグローバルなシステムをつくらなければいけないと思います。このことは、もちろん従来から言われてはいたのですが、言語の問題とか、主権の問題、裁判の壁の問題でさまざまな困難が指摘されていて、結局はやはり難しいねということで終わっていたと思うのですが、やはりグローバル化の度合いがかつて以上に進んでいること、それから自動翻訳等の新しい技術によって言語の壁を乗り越えるツールも相当高まってきている。こういうこともあります。

それから、特許庁においても二国間の審査協力などの積み重ねもある、データベースの整備も相当進んでいる、こういうところも考えながら、将来の長期的な課題として、1つの出願で各国で特許を取る、そして各国で権利行使することができるような、そういった世界的な知財システムの構築に向けての第一歩、第二歩を進めていただくようなことをぜひ検討していただきたいというのが1点でございます。

それから、もう一つはやや抽象的なのですが、これからの知財政策、どんな政策をとってもいろいろな議論が出てきて、皆が賛成するものというのは非常に少なくなってきていると思うのです。サイトブロッキングにしても、リーチサイトにしても、いろいろな議論が、人々の利害が対立するし、価値観も恐らくいろいろ対立することがあると思います。とはいえ、議論だけ進めていって何もしないというわけにはいきませんから、恐らくこれからの知財政策というのは、ある程度議論してやってみて、やはり重要なことは事後的な評価ではないかと思うのです。ある政策をとって見たときに、どのようなイノベーション効果があったか、どのような問題が生じたかということをやったり定期的に事後的に、できれば第三者の機関が検証することによって見直しをしていく。そういう政策における試行錯誤という仕組みを導入する必要があるのではないかと思います。

もう一つは、知財法の問題は決して知財法の問題だけではなくてきているわけであって、知財法と情報法、あるいは憲法の研究者の方たちが一緒になって将来の知財システムを議論する。そのようにやっていかないと、イノベーションと表現の自由、あるいは通信の秘密とのバランスをどうとるか。そのとる仕組みを国民にどう納得させるかという点において、まだまだ検討すべきことが多いように思います。非常に難しいことではあるのですが、ぜひこれからの知財政策の検討においては、知財以外の方たちの法学研究者の意見も取り込んでやっていく。そういうことによって、情報化社会における司法と行政と立法の役割分担、これも大きく変わっていていると思いますので、そういう長期的な視点に立った三権の役割分担のあり方。知財の問題は非常に先端的で先鋭的でありますので、ここにおける議論というのは他の分野においても非常に意味のあることだと思いますので、

ぜひ、そういう中長期的な視点からも検討を進めていてもらいたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 ありがとうございます。

この計画ですけれども、3ページのところが非常に上手に書かれていると思います。(2)のところに想定を超えて社会が変化している。一番下に、だからより柔軟、迅速に刷新していくことが求められている。これが全ての基調ラインになっていて、先ほど私が、前回スピード感と申し上げて、そこはベンチャー等の調整・創造のところとおっしゃっていたいていましたけれども、実はこの3ページのところがまさにスピード感そのものだと思っております、この取り上げ方は素晴らしいと思うのですけれども、このときに、視点としては多分、リアクティブなのか、プロアクティブなのかという、ここが非常に重要だと思っています。

リアクティブといいますのは、例えばどこかの国でこういうことをしている、EUで何をしている、こんなテクノロジーがあそこで出ている、だからどうしようという話になっています。そうではなくて、もう少し先を見て、それに対して日本がどう次の手を打っていくのかという、この資料を見ていると、どうしても何かが起こったことに対する反応をいかにスピーディーにするかというところになっていて、もうちょっと先を見たところのフレーバーをどこかに入れられないかなという気がいたします。それが1点目です。

2点目は、デザインという言葉が今回の極めて大きなキーワードにされたというように御説明があったわけですけれども、この目次を見た中に、デザイン思考に基づくというところに1個あるぐらいで、余りデザインデザインしていないような気がいたします。つまり、日本の産業をどうデザインしていくか、教育あるいは人材育成というものをどうデザインしていくのか、それに伴ってリーガルフレームワークをどうデザインするか。こういう視点がすごく重要ではないかと思うのですけれども、これは新しくリストラクチャリングすると大変ですので、どこか何かそういう視点で見るとどうなるということがディスクライブされているといいような気もいたします。

それから、これが最後ですが3番目に、御案内のように、本当に世の中がデータの時代になってきたということの中で、ありとあらゆるところに結構いっぱいデータを御記載いただいて、私も10年ぐらい前に最初にここにお招きいただいたとき、データが重要になるというようなことを申し上げたのですが、今、原山先生から御議論がありましたように、世界観で見たときに一番大きなデータのホルダーは誰なのかといいますと、これは明らかにビッグサイエンスです。つまり、サイエンスがデータをドライブしています。

ただ、今回の資料の中ではサイエンスとの接続というものはやや希薄になっておりまして、オープンサイエンスの中で、学が生むようなデータと産とが接続していく、解析、製造するということがどこかに述べられていけばいいのではないかなと思いましたがのと、も

うちよつと先を見ますと、この辺は大体想定内に入っています。先ほどの言葉で言いますと、リアクティブ・リージョンに入っています。プロアクティブ・リージョンという意味ではデジタル・トランスペアレンシーです。データがどうバイアスしたときに、どのように社会に影響が出てくるのか、こういうところが次の一番重要な 이슈になりますので、何か言及があるとよいかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

内山委員、お願いします。

○内山委員 ありがとうございます。

まず、全般に温故知新と言ったときの知新のほうに非常に強くかじを切ろうという印象をもらいまして、そのことに関しては全くもって賛成です。ただ、特にコンテンツのほうだからということもあると思うのですけれども、ある程度、温故というところも忘れないでねという話です。

例えば、多様性というワードをたくさん使われています。恐らく自由という言葉と一緒に、非常に耳ざわりのよい言葉、多分、多様性ということに対して否定する人はいないけれども、客観的に考えれば価値の分裂ということもあり得るのです。イデオロギー対立を起こすということも当然入ってくる。だから、例えば多様性ということであれば、そのもう一方で求心力というものがあるはずなので、そこのバランス感覚というものを忘れないでくださいねということだと思います。

もう一点、検証評価なので、あえてということなのですけれども、これらのことで、この分野にかかわる人たちが幸せになれるのでしょうかというところ、あるいはもうちょっとドライにいけば、特許もコンテンツもそうですけれども、この分野にかかわる就労人口と、その人たちの平均年収ってどうなってきますか。ここに夢を持てれば、恐らく細かい議論はあっても、おおむね国民の賛同は得られるのではないかと思います。

でも、そこに不安があるのであれば、絵に描いた餅だねとか、あるいはバラ色過ぎるねという批判が出て仕方がないと思いますので、直近ということではないのですが、ここにかかわる人たちが本当に幸せになれるかということは検証していただきたいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

荒井委員代理、お願いします。

○荒井委員代理 荒井委員の代理で出席させていただいております、日本商工会議所の荒井と申します。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

前回、この委員会で荒井委員本人から私も商工会議所の意見を提出させていただいております、全てではないのですけれども、非常に多くの項目を推進計画に盛り込んでい

ただきまして、非常にありがたく思っております。特に中小企業の特許料金の一律半減は非常に感謝をしております。今、法案が出ておりますが、国会の中での話かもしれませんが、早期成立を期待しておりますし、成立した暁には、ぜひ政府を挙げて全国で本制度の普及啓発に努めていただきたいと思いますと思っております。私ども商工会議所としても、しっかりと協力をしていきたいと思っております。

それからあわせて、出願の際の書類の簡素化とか手続の負担軽減、これは既に御検討いただいていると伺っておりますけれども、この手のものも全ての人に裨益をいたしますので、生産性向上などさまざま言われています中、ぜひ前向きに引き続き御検討いただきたいと思っております。

それから今回、計画の中に地方という切り口を立てていただいております。地域の資源の活用、もともと地域活性化のようなことをどうやっていくかというのはそれぞれ悩みながらやっているわけですが、計画の中にあるようにクールジャパンの観点というものも非常に大事であります。これに関連して少しお話を申し上げますと、外国人の方は今、コト消費のようなものに非常に興味を持っていて、そういうものと産業観光などを結びつけて、物づくりの現場を体験してもらおうようなものが少しずつ広がっています。しかし、一般的にこのようなものは、企業の広報やブランド価値を立てるような動機で取り組んでいます、無料が多いのです。従って、ビジネスモデルとして成立するのが非常に難しい状況があります。

やはりこのようなものを広げていくということが大事なのですが、そうすると、企業が単体でやるよりも地域が主体となっていくような形で、そこで収益が地域でプールされて、還元されて回っていくような仕組み、これは金融機関、あるいはオープンイノベーションなどとも関連してくるのかもしれませんが、そういう仕組みが大事と思っております。

それから最後に、地域団体商標、これも制度が始まって10年たっていますので、そろそろ経済的な効果を検証・分析をするタイミングと思っておりますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理、お願いします。

○正木委員代理 まず、AI、IoT、ビッグデータ等の技術革新が著しい中で、社会の変化に対応した様々な施策を盛り込んで、知的財産推進計画2018の案を纏めて頂いていることに感謝申し上げます。

2点、意見を申し上げたいと思っております。

まず、1点目は16ページの中ほどになりますが、ベンチャー支援のところの施策の方向性ということで、1ポツ目でございます。ベンチャー企業の早期権利化支援のためのスーパー早期審査の体制の整備は、イノベーション創出を加速化させる策ということで期待され

るところではありますが、ベンチャー企業の対象、に配慮が必要と考えております。すなわち、いわゆるパテント・トロール等、イノベーターとしての実体のないエンティティの権利取得の加速によって、イノベーション創出が阻害されてしまうというようなことがないように、施策の本来の趣旨が生かされて、実効性が上がるような制度設計をお願いしたいと考えております。

それから2点目ですが、21ページの知財システム基盤の強化のところの施策の方向性の2ポツ目、PCTに基づく国際出願のところでございます。海外知財庁と連携して国際調査報告を作成するというPCT協働調査試行プログラムは、グローバル化するビジネスにおいては、安定的に知財権を取得する上で大変重要だと考えております。特に近年、中国出願等が急増していることで、非英語文献の先行技術調査のウエイトがと高まっているというところにも配慮して頂き、グローバルな安定的知財権の取得に向けた着実な実施をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 2回目で済みません。

とても細かい話なのですが、知財戦略推進事務局から4月2日の資料としてウェブに出ている話で、これは知的財産戦略ビジョンについてというタイトルの資料なのですが、ここではもちろん、さっきのサマリーのような説明があって、シェアリングエコノミーの話がございます。その中でクリエイティブコモンズ的な仕組みの拡大という言葉が言及されているのです。

ところが、この素案の中では、私はコンテンツのほうの委員ではないのでわからないのですが、クリエイティブコモンズという言葉がどこにも見当たらなくなっている。同じ年の知的財産戦略推進本部の中で結構大きく取り上げられているものが突然消えているというのが、消えた理由がコンテンツのほうの委員会で何かあるのだったらよいのですが、なぜ消えたのか。

実はクリエイター、コピーライターとか、デザイナーとか、広告代理店は結構、クリエイティブコモンズに関しては非常に関心が高くて、いろいろ私も聞かれることがあります。なので、前回の資料であって、突然消えたのが何なのかという細かい話ですが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、御発言される方はおられますか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 推進計画をおまとめいただきまして、まことにありがとうございました。

私どもでちょっと発言させていただきたいのが、地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開についてでございます。私どもコンテンツ業界では、一昨年、アニメをテーマに

観光資源発掘や訪日観光客のエリア送客を促進するアニメツーリズム協会を立ち上げ、昨年夏に88カ所の札所を決めさせていただきました。そして、地域の皆様と連携をいたしまして、今、活性化を進めておりますが、結果も出ております。これからも継続で続けていきたいと思っておりますが、やはり地域活性化につながるような作品をつくっていかねばいけないと思っております、それにはやはりプロデューサーのプロデュース能力が必要となっていくと思っております。やはり、プロデュース人材の知的教育がこのためにも必須ではないかなと今、思っているところでございます。

それから、デジタルアーカイブ社会の実現でございますけれども、昨年、2017年が国産アニメーションが公開されて100年の節目となった年でございます。私も古い作品、非常にたくさんいろいろ見させていただいて、触れることができました。やはり古い作品にも、こんなによい作品があるのだなということを実感しているところです。やはりデジタルアーカイブ、ここをジャパンサーチとして、本当にスピーディーに進めていただきたいと思っております。

先ほど、初めに福井先生がおっしゃってくださいましたけれども、当協会の中でも委員会でこのようなことを進めているのですが、ただ、所有権が明確でないすばらしい作品もございまして。そこら辺のところを今後検討いただきまして、ぜひジャパンサーチのことをスピーディーに進めていただきたく思っております。それによって国内外で利活用していただけますと、また古い作品のビジネスの可能性も生まれてくるのではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言の方はいらっしゃいますか。

原山委員、どうぞ。

○原山委員 済みません。あと1点だけなのですが、先ほど江村さんがGDPRの話をなされて、それから喜連川さんがデジタル・トランスペアレンシーの話をなされたのですが、海外で今、日本に注目しているのは、パーソナルデータに関して、日本のスタンスはどこにあるのかという点です。それに対するある種の、煮詰まってないのであれば、これから検討するなり、ある種の言及をする必要があるかなというのが1点です。

多分、それも初めのところか、最後の締めくくりかと思うのですが、基本的人権にまでも言及するヨーロッパのスタンスと、スキャンダルが起こっているアメリカなので、その間に何か日本は賢いことを言うてくるのではないかという期待感が各国からあります。その辺に対する答えが必要なのと、それと同時に、やはりこの戦略そのものというのは、ビジョンもそうなのですが、専門家が決める話だけではなくて、国民との対話、社会との対話というものが重要だということをやはりどこかに入れていただいて、しかもそれを実践していただくことが大事だと思っております。

1つ、フランスにおいては今、国レベルの生命倫理委員会がやっているのですが、そこで生命倫理にとらわれることなく、幅広く国民に対するコンサルテーションをやって

おります。それに関しては、AIに関しても言及されているので、そういうスタンスというものをやはり日本のどこかで埋め込まなくてはいけないのかなと考えております。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、御発言の方はおられますか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 済みません。先ほどちょっと記載場所が見つからなくて控えたのですが、23ページの中ほどに医療関係のデータの利活用の話がさりげなく入ってきているのですが、この推進計画に厚生労働省が入ってくるのもちょっと珍しいのではないかなと考えています。このようなデータは、プライバシーの問題等、かなりデリケートな問題も多々あるのだろーとは思っているのですけれども、これは将来の国民の健康に大いに影響する問題で、非常に重要な問題だと思っております。このようなことが入ってきたことを評価させていただきます。

以上です。

○渡部座長 ほか、よろしいですか。御発言がまだ残っていませんか。

いろいろ御意見をいただきました。書きぶりの問題、それから新たな項目の問題、留意点等をいただきましたけれども、関係府省・事務局からコメントはございますでしょうか。

特許庁、お願いします。

○津幡企画調査官 委員の皆様から多数の意見をいただきまして、全て回答できるかわかりませんが、現状についてお答えしたいと思います。

まず、土生委員から御指摘いただきましたデザインシート、中小の総合支援窓口への利用ということだと思っておりますが、こちらにつきましても、我々もタスクフォースで得られた成果というものを普及していくことは非常に重要だと思っておりますし、窓口のほうでそういったデザインシートをどうやって使われるかということについては検討していきたいと思っております。

日覺委員から御指摘いただきました中国での国際制度調和という観点におきましては、特許庁としてもこれまでのバイあるいはマルチの場で制度調和について検討してきておりますが、五大特許庁長官会合等においても、引き続き制度調和に向けた努力の続行を進めていくということを合意してございます。こういった場を通じて、制度調和について検討を進めていきたいと思っております。

佐田委員から御指摘いただきました教育現場の教職員への教材作成というところにつきましても、そういった御意見を踏まえながら、どういった教材をつくっていくか、その必要性をどう理解していただくか、あるいはどう普及していくかということ踏まえて作成していきたいと考えております。

高倉委員から御指摘いただきましたものは、かなり大きな問題と理解しております。一国一特許制度について、長期的な視点で検討していくという御指摘だと理解しております。これにつきましては、今すぐ何かできるということではないというのは理解していただけ

と思いますが、引き続きこういった議論があるということも含めて、特許庁の中で検討していきたいと思っております。

荒井委員代理の方からいただきました件につきましては、中小企業を対象とした一律の半減につきましては、御指摘のとおり、今、国会に審議をいただいているところでございます。早期成立に向けて進めていくことと同時に、普及啓発というものをしっかりやっていきたいと思っております。また、出願の手続の書類の簡素化というものにつきましても、こちらも特許庁の内部で今、検討しておりますので、そういったものができましたらホームページ等で紹介していきたいと考えております。

最後に、正木委員代理のほうからいただきましたベンチャー対策ということで、スーパー早期審査ということでございます。こちらはベンチャー企業を対象にということで今、検討しておりますけれども、こちらにつきましては既に発明を実施している、あるいは2年以内に実施する予定というところの企業を対象としておりまして、パテント・トロールみたいなところが制度の恩恵を受けないように注意していきたいと考えております。

それからPCTの協働調査につきましても、こちらにつきましては五庁で協働してやっていくということでございますけれども、特に先ほど問題にいただきました非英語圏の文献の調査なども含めまして、こちらは推進計画の別のところで機械翻訳の精度向上ということもうたっておりますけれども、そういったものもあわせて取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ほか、ございますか。

○小野寺参事官 済みません。幾つかデータの関係を中心として御意見をいただいておりますけれども、ちょっと関係省庁とも相談しながら、具体的な記述については検討したいと思っております。

クリエイティブコモンズのほうについては、こちらの計画のほうでは書いておりませんが、ビジョンのほうでは記述しておりまして、短期的に何かやるという形ではないので、計画の中には位置づけておりませんが、全体を絞り込んでいるというところもありまして、そここのところは御了承いただければと思っております。

中小企業のところについては、知財総合支援窓口の話だとか、幾つか普及したほうがいいのではないかという話がございましたので、そういうものも特許庁なんかとも相談をしながら書き方については工夫をしていきたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

仁科参事官、お願いします。

○仁科参事官 産業競争力強化を担当しております参事官の仁科でございます。

経営デザインシートにつきましては、いろいろ御期待もいただきましたし、その普及につきましては、先ほど、特許庁からも御協力いただける旨の発言がございましたので、特許庁と連携しながら知財総合支援窓口を通じた普及等も検討してまいりたいと思っております。

あと1点、林委員から御指摘がございました電子訴訟の早期導入の件でございますけれども、こちらは司法における施策かと思われまして、行政の施策をまとめたこの推進計画でどこまで言及できるのかというのはあるかと思うのですけれども、裁判所に連絡をとりまして、推進計画でどのような表現ができるか検討していきたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

住田局長、どうぞ。

○住田局長 ささまざまな御意見をいただきましてありがとうございます。

土生委員からございましたデザイン経営とデザイン思考のところがうまく書き切れていなかったのも、(1)の①、②、③をよく整理しながらつながりがわかるように、よく整理をしたいと思っております。

それから、原山委員のほうからは、ビジョンをどう反映していくのかということがございましたけれども、随所にビジョンに書いてあることを少しずつ2018のほうに反映しております。プラットフォームのところなどにも少しずつ反映をしているということでございます。ビジョンは2030年ぐらいを目標にということでございますので、まずできるところから順次反映をさせていくということなのだろうと考えてございます。

バイオに関しても御指摘がございましたので、どんな書きぶりにするかということについて関係省庁とよく相談をしていきたいと思っております。

プラットフォームのことについてもいろいろな御議論をいただきまして、知財的な何らかの規制をするのか、データの権利の問題等も含めて、ここは御案内のとおり、まだ国としての明確な方針が定まっているわけではないと承知しておりますけれども、すごく強い規制をするのだという考え方からも、データというものは規制をしないほうがいいのだという考え方もあるでしょうし、一方で個人のデータの場合は違うではないかというような考え方もあると思っておりますので、なかなか1つの切り口だけでこうやるのだという切り方ができないというのが現状だと思っておりますけれども、この点については今後ともよく関係省庁と連携しながら議論をしていきたいと考えております。

それから、渡邊委員からもプラットフォームとシートのリンクをさせることを考えたらどうかという御指摘がございましたので、これにつきましてはプラットフォームをこれから具体的に考えていくところでございますので、うまく盛り込めるといいなと考えております。

また、江村委員から同じプラットフォームにつきまして、グローバルにどうデザインしていくかという御指摘があったわけでございますけれども、これについては当然、将来的にグローバルというものを念頭に置きながらやっていきたいと思っております。ただ、それをやるに当たっても、やはり日本でこうやってうまくいきそうだ、みたいなところを、ある種のデファクト的に押さえながらグローバルに展開していくというようなものが、おそらく一番賢いのかなと感じておりまして、将来的なグローバル展開をにらみながら、ま

ず日本でうまくやり方を考えるというところができたら一番いいなと思っているところでございます。

標準化につきましては、経産省の担当部局とよく議論しますが、おっしゃるとおり、標準化中心の考え方というものは大分何年か前の考え方になっているのではないかという御指摘も踏まえて、まさに大事なものはルールであるのか、標準なのか、ガイドラインなのかわかりませんが、それをビジネスにどう使っていくかというところが一番大事だし、要するに自分のビジネスがやりやすいように、そういうインフラである規則的なものをどうつくっていくか、デザインしていくかというところがまさに大事だということは御指摘のとおりでございますので、何らかの形で反映できるように考えていきたいと思っております。

近藤委員からは、先ほどの価値評価に関しても、導入自体が目的なのではないというのは全くおっしゃるとおりでございますので、これについてもしっかり反映させていきたいと思っております。

また、ビジョンについても近藤委員から御指摘がございましたが、広めていく、あるいはもっとフィードバックをもらっていいものにしていくということが大事なのだということについては、実はビジョンの中でも後書きの箇所も含めて、これからどうしていくのか、まさに、まずはいろいろな人に知ってもらって、いろいろな人からフィードバックをもらって、それをさらに良いものにしていく、そういう議論を続けていく場所が大事だということも記載をしております。この点がこれまでの仕組みのつくり方、つまり、1回つくった仕組みは絶対百点満点なのだ的なアプローチではなくて、やはりいろいろなものをどんどん政府からも発信をし、いろいろな状況の変化も含めてどんどんインプットをいただいて良くしていくということを考えていきたいと思っております。

重村委員から御指摘がございましたクールジャパンに関係するところでございますが、やはりアジアと欧米で観点がすごく違うというのは、実は我々の調査の中でもそういう結果が出てきてまして、そここのところは全くおっしゃるとおりでございます。ただ、そういったいろいろなものの間口が広いということがまた日本の強みでもあるわけです。

御指摘のとおり、後継者を育てないとうまくいかないというのは、これもまたおっしゃるとおりでございます。特にディープな部分というのは、では、何を後継者が引き継いでいくのか。その歴史がどういうものなのか、ストーリーがどういうものなのかというのをまず明らかにしていくのがすごく大事で、それを明らかにしていくためにも、今回ちょっとテーブルにさせていただきました「日本語り抄」というものがあるのですけれども、こういう非常に深いものがいろいろなものの中に埋め込まれているのです。

例えば、今で言う無印良品だって、あるいはきやりーばみゅばみゅみたいなものだって、歴史のところから引き継いだ何かを持っているのであって、それを引き継いでいくのだぞということが、その大事さというものがちょっとわからない人がふえているというところに非常に問題意識を感じておりまして、まさにこういうものを広めていくことを通じて、いかに自分がやっていることが特定の技術の伝承というものではなくて、もっと大きな文

化や歴史を背負っているという、それぐらいのすごいことなのだと思うとやる気も出ると思うので、やはりそういったところをうまく理解を深めながらやっていくということが大事だと考えてございます。

瀬尾委員からは緊迫感、緊張感、加速といったことの御指摘がございました。この点についても、少しそういった言葉を何らかの形で入れ込めるといいなと思っております。

高倉委員からは、知財以外の法学の研究者をどんどん入れて議論をせよという御指摘がございました。これは恐らく法学の研究者だけではなくて、喜連川先生を初めとするITの関係の方であるとか、あるいはクールジャパンなんかで言うと、もっと広いところになるのだと思いますが、学者の方もそうだし、いろいろな方がある種、議論できる場のようなものが非常に大事でありますし、そのときに決して、これまでよくありがちなポジショントークで議論が進むというようなものではなくて、やはりワークショップみたいなものも含めて、本当に本音で、自分の頭で考えて議論をしていただくということがとても大事だし、そういうやり方をすれば、おのずと柔軟に議論ができて、何らかのクリエイティブなアイデアというものが出てくるのではないかなと思います。

喜連川先生からも非常に重要な御指摘がございまして、デジタル・トランスペアレンシーの話はもちろんそうなのですけれども、リアクティブになっているのではないかと御指摘がございました。これはどちらかというところ、この2018のほうは少しリアクティブな側面もないわけではないのですが、ビジョンのほうはかなりプロアクティブな、自分たちでつくっていくというような気持ちで書いたものでありまして、そうであるがゆえ、先ほど御指摘のあったような、いろいろな意見を取り込んで、フィードバックを受けてというところをしっかりとやっていきたいと考えております。こっちはビジョンのほうは特にデザインという言葉がめっちゃめっちゃたくさん出てきていまして、推進計画のほうには若干少なかったかもしれませんが、デザインというものが非常に多く出てきているということかと思っております。

内山委員からは、多様性と求心力のバランスとか、あるいはここにかかわる人が幸せになれるということが大事だということでありましたが、実はここにかかわる人というのが物すごく広がっていったところ、物すごく大事だと思っていて、何も本当の狭い意味での知財権にかかわる人だけのことを考えるのではなくて、よりもっと広い日本文化全体にかかわるとか、あるいはデータとか、サイエンス全般だとか、そういうところも含めてよく考えていきたいと思っております。多くの人の受け手のことを考えながら進めていきたいなと思っております。

それから、原山先生も含めて、いろいろな方からデータの権利の話についての言及がございましたので、この点につきましては今後、関係省庁とよく連携しながら、いろいろな考え方のオプションを含めて発信をしながら、まさにパブリックコンサルテーションのような形で、それをいろいろな局面でやっていくということが大事だなと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

今後、本部会合まで関係省庁と今いただいた御意見をもとに調整をしていただくということになるかと思えますけれども、きょうで一応一区切りの形になります。さきほど切迫感が足りないみたいな話もございましたけれども、第4次産業革命という、まさしく革命というのは大変なことで、ものごとがひっくり返ってしまうみたいな状況であるということかと思えます。

また、企業の方とお話をしていると、その第1波は完全に来ていまして、そういう意味では今後ここ数年間で非常に大事なところかと思えます。そういう意味で今回ビジョンという、中長期を検討して年度計画を検討することを、同時に進めたというのは、まさにベストタイミングかもしれない。逆に言うと、ことしやらないとまにあわないというようなタイミングだったかと思えます。

そうしてみますと、まさしく今までのフレームワークと違う取り扱いというものが非常に必要になってまいりまして、特に分野を横断しないといけない業界を横断しないといけないとか、省庁もいろいろ横断しないといけない。特にデータの議論はまさしくそういうところがございまして、こちらの知財戦略本部のほうでも産業財産権とコンテンツ、昨年、AIとデータに関しては合同で検討するというようなことをやりました。

いろいろな省庁に入っていたかかないといけないという意味で、農水省さんは数年前から仲間に入っていたかいて、きょうもおられるのですけれども、厚労省は今回1項目で入っていただきました。初めてではなくて、以前ときどき厚労省さんの企画というものが入ってくるのがあったのですけれども、ますます本格的にそういう意味で、省庁横断で検討していく体制というものが重要なのではないかなと思っています。

そういうことで、この後は省庁との調整ということになりますけれども、調整して計画ができましたら迅速に実行ということと、ビジョンについても今後年度計画にさらに急いで落としていけるものは落としていくということになるかと思えます。

ここまでいろいろ貴重な御意見をいただきました委員の方には御礼を申し上げたいと思います。

中村座長からもお願いいたします。

○中村座長 皆様、お疲れさまでございます。

柔軟な権利制限に関する著作権法の改正ですとか、デジタル教科書を認める学校教育法の改正もそうなのですが、これまで知財計画に掲げられた事項が今、国会に諮られています。それがおけているというのも非常に悩ましいところでございまして、その実行と実現に至りませんと、ここでの戦略は政策になりません。ことしの計画も重要事項が多い一方で、シャープになった上に、かなり踏み込んだことが書かれていますので、ぜひ政府にはその実行を求めていきたいと存じます。

それから知財の新ビジョン、これは議論にも参加しましたがけれども、かなり混沌とした議論でございました。前回のビジョンはスマート化というものを見据えて、スマホ、クラ

ウド、ソーシャルサービスによる環境変化に対応するものでして、デジタル化の延長線上である程度考えることができたのですけれども、今回はAI、IoT、ブロックチェーンの新時代ということで、人類の歴史を分けるほどの大きな変化というものを捉えなければいけないものでしたので、プロアクティブではありましたが、まだ全体像が見通せない中での議論ということになりました。なので、ビジョン自体が今後も変化し得るといふ、変化がサステナブルになったという覚悟が求められるのだなと思っております。ですから、この知財計画も変化が続く中で策定をしていくという認識が今、大事になっていると考えます。

それから海賊版サイトの対策ですけれども、これは政府が方針を示したということが、先ほども御指摘ありましたように、議論を呼びまして、批判もあるのですが、その結果、問題のサイトがひとまず見られなくなって、そしてこの問題に対する認識も高まったという効果を生んだと思います。その法制度を整備するという、もっと大きな重要な宿題が我々に今、立ちはだかっているというところでございます。

私が、この知財政策について従来から主張していたのは2点ありまして、まず1点目は、日本の中で知財政策、知財戦略の重要度、プライオリティーを上げるということです。本件が話題になるということで、よくも悪くも凶らずも、その重要性が認識されたという面はあると思います。

それからもう一点は、知財政策とIT政策との融合を進めるということです。現在のコンテンツ政策のほぼ全てがIT政策とかかわります。コンテンツだけではなくて、先ほどのパーソナルデータの話もそうですけれども、今回の海賊版の話というのは、著作権の保護と通信の秘密という両サイドの本丸の調整問題であります。今後もそのような問題はふえます。最後に局長がおっしゃったような場づくりの方法も含めて、政策の企画・決定方法の知恵を絞るといふ、そういうタイミングにもあるのかなと、ことしの知財計画の素案を読みながら思っていたところです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

改めて、局長からお願いします。

○住田局長 何度も済みません。どうもありがとうございました。

ことしの推進計画2018に大変いろいろな御議論いただきまして、最終的に先ほど渡部座長からございましたように、今後さらにファイナライズをしていくことにさせていただきたいと思っております。

また、ビジョンのほうもいろいろな方から御意見を伺いまして、大変ありがとうございました。

きょうの議論もそうなのですけれども、この知財というようにしているのですけれども、今やこの知財の話をしていても、非常に幅広いことを考えないと知財の話ができない、あるいは逆に言うと、知財の話というものはいろいろな分野に関係あるものになってきて

いる。そういう中では、これまでみたいなある種の縦割りの自分のところの制度を見ていけばいいというのではおよそ対応できない事態というものが生じていて、だけれども、物すごく早く変わっていく変化にどう対応していかなければいけないとか、誰が対応していかなければいけないとかというのが、この1年間の議論を通じて非常に痛感をさせられたなと思います。

この知財事務局はちょうど内閣府にあるということもあって、そういう幅広いことになってしまったときにも一応、全部拾うという、そういうスタンスでこれまでやってまいりました。どちらかという、普通に考えるとそれは知財ではないからねと言って終わりにしちゃってもいいようなものも含めて大分拾って、ウイングが広がっていて、事務局のメンバーも非常にいろいろな形で頑張らせていただきまして、こういう形のものにだんだん仕上がりつつあるということなのです。

実はそういうことが議論できる場所というものが、よくよく政府の中を見てみると、余りないのです。それぞれ、いろいろな司令塔とか言っているのですけれども、司令塔もまた縦割りになってしまうので、それはうちではないのだよみたいなことでたらい回しするという傾向も時々見られます。そういうものを議論しなければいけないというニーズがあるわけですから、それはこういった、いかようにも範囲を設定し得る場が引き続き議論をしていくということで、そこからいろいろな発信が出ていって、それが今度は本当の制度をつかさどるつかさつかさにおりていって、全体は誰かが、例えば知財事務局、知財本部というところがちゃんと見ているから一応整合性がとれて、世界から聞かれても、それはこういう基本に基づいているのだよということが言える。

このようなことができたなら一番いいなと思って、ビジョンもそういう意識も持ちながら、これまでのいろいろな何とか戦略というものとはかなり毛色の違う、どこに境界線があるのだというようなビジョンに今のところなりつつあると考えておりまして、ぜひ皆様からいろいろなフィードバックをいただいて、さらに次の一步ということを進めていきたいと思えます。

足元では海賊版対策のような、こういう明確なすぐに手をつけなければいけない問題もありますし、これもサイトブロッキングという問題を一つとってみても、いろいろな省庁にまたがるものですから、どの法律でやるのかというのも、これもいろいろな選択肢があったりして、これも省庁をまたがる大きな問題であると思えますので、引き続き知財本部、知財事務局の役割というものが非常に大きなものであるし、そこに責任を感じておるわけでございますし、それだけに皆様方、委員の先生方のお知恵、御協力、御尽力を拝借しながら引き続き進めていきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

また、両座長におかれましては、今回の2018の取りまとめに当たりまして非常に多大な御尽力をいただきまして、また、日程的にも非常にタイトな中、多くの時間を割いていただきましてありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

これで閉会したいと思います。本日は御多忙のところ、大変ありがとうございました。
事務局から連絡事項がございますか。

○小野寺参事官 済みません。本日、机上配付しております推進計画の素案と工程表及び知財戦略ビジョンの素案につきましては、本日御議論いただいたとおりでありまして、いろいろと動いているところがございますので、申しわけございませんが、お持ち帰りになりませんようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 これで閉会いたします。どうもありがとうございました。